

別表4 (第53条)

手数料徴収基準

区 分		金 額 (円)	備 考
(1) 記帳 関係	ネットde記帳を利用する場合 記帳機械化関係手数料 ・月次入力 ・ネットde記帳 1事業所ID ※2ユーザーIDまで利用可能 ※ユーザーID追加の場合、 1ユーザーIDあたり	5,000円/月 30,000円/年	(税別) (税別)
	・システム利用負担金1事業所 緩和策として、以下の経過 措置を設ける 平成28年度	10,000円/年 3,500円/年	(税別) (税別)
	滋賀県商工会商工会ERPシステ ムを利用する場合 ・月次入力 ・自計支援 (ERPシステム利用料含む) 【ERPシステム】 滋賀県商工会ERPシステム利用 利用料金は、滋賀県商工会ERP システム利用規程に定める。	2,400円/年 5,000円/月 3,000円/月	(税別) (税別)
	記帳機械化によらない場合 ・月次入力 ・自計支援 ・その他設定料等	5,000円/月 20,000円/年 10,000円	(税別) (税別)
	決算指導関係手数料 ・決算指導手数料 ・給与指導手数料	3,000円 1,000円	(税別) 会員外は倍額
	消費税対応指導手数料	3,000円	
	給与計算指導手数料 5人未満 10人未満	1,000円/年 2,000円/年	
	減価償却費指導手数料	1,000円	